

- 2 縦覧期間
平成17年8月29日から平成17年9月27日まで
- 3 縦覧場所
本渡市役所
本渡市土地改良区事務所

熊本県公告第641号

八代郡宮原町一の井手土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。
平成17年8月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	牧 野 秀 年	八代市鏡町有佐 783 番地	八代郡鏡町大字有佐 783 番地
理事	溝 口 勝	八代市鏡町有佐 643 番地	八代郡鏡町大字有佐 643 番地
監事	稲 田 一 俊	八代市鏡町中島 506 番地 2	八代郡鏡町大字中島 506 番地 2
監事	鶴 田 八州男	八代市鏡町中島 1239 番地	八代郡鏡町大字中島 1239 番地

熊本県公告第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、相良村長職務代理者相良村事務吏員高田義弘から四浦地区（晴山工区）の換地処分をした旨の届出があった。

平成17年8月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第643号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定により、城南町中央土地区画整理組合の理事でなくなった者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成17年8月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 理事でなくなった者の氏名及び住所

氏 名	住 所
寺 田 繁 徳	下益城郡城南町大字千町 1001 番地

熊本県公告第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年8月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道 西合志公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第645号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年8月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	下岳	平成3年10月1日	平成15年3月25日	熊本県

登 載 依 頼

熊本県健康長寿づくり推進方策研究会公告第1号

熊本県健康長寿づくり推進方策研究会の会議を次のとおり開催する。

平成17年8月26日

熊本県健康長寿づくり推進方策研究会

- 1 開催日時
平成17年9月1日(木)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 研究会の運営について
 - (2) 高齢者の現状及び課題について(全国、熊本県)
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場において行い、研究会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康長寿づくり推進方策研究会事務局(熊本県健康福祉部国保・老人医療課老人医療班)
(電話 096-383-1111 内線 7101)